

○「薬事法関係手数料令の一部を改正する政令等の施行について」の訂正について

(平成20年6月11日)

(事務連絡)

(各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課あて厚生労働省医薬食品局審査管理課通知)

平成20年3月31日付薬食発第0331053号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法関係手数料令の一部を改正する政令等の施行について」における記第二 1. (2)④について下記のとおり訂正しますので、貴管内関係業者に対し周知願います。

記

誤	(19)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)及び(10)に掲げる医薬品(スイッチOTC等及びその規格違い)のうち、 <u>効能、効果、用法又は用量</u> を変更するものであること。
正	(19)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)及び(10)に掲げる医薬品(スイッチOTC等及びその規格違い)のうち、 <u>効能、効果、用法又は用量以外</u> を変更するものであること。